

## 東京医療保健大学副学長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第51条に定める副学長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考)

第2条 副学長候補者の選考は、大学経営会議が行う。

2 理事長は、前項の議に基づき、副学長を任命する。

(選考の事由)

第3条 副学長候補者の選考は、新たに選考する場合のほか次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。
- (4) 副学長が解任されたとき。

(副学長候補者の資格)

第4条 副学長候補者となることができる者は、学部の教授とする。

(副学長の任期)

第5条 副学長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(副学長の解任)

第6条 第3条第4号に規定する副学長の解任は、副学長が次のいずれかに該当する場合、理事長は大学経営会議の議を経て副学長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。
- (2) 職務上の義務違反がある場合、引き続き当該業務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(その他)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項については大学経営会議の議を経て定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。